

会計別地方債現在高の推移

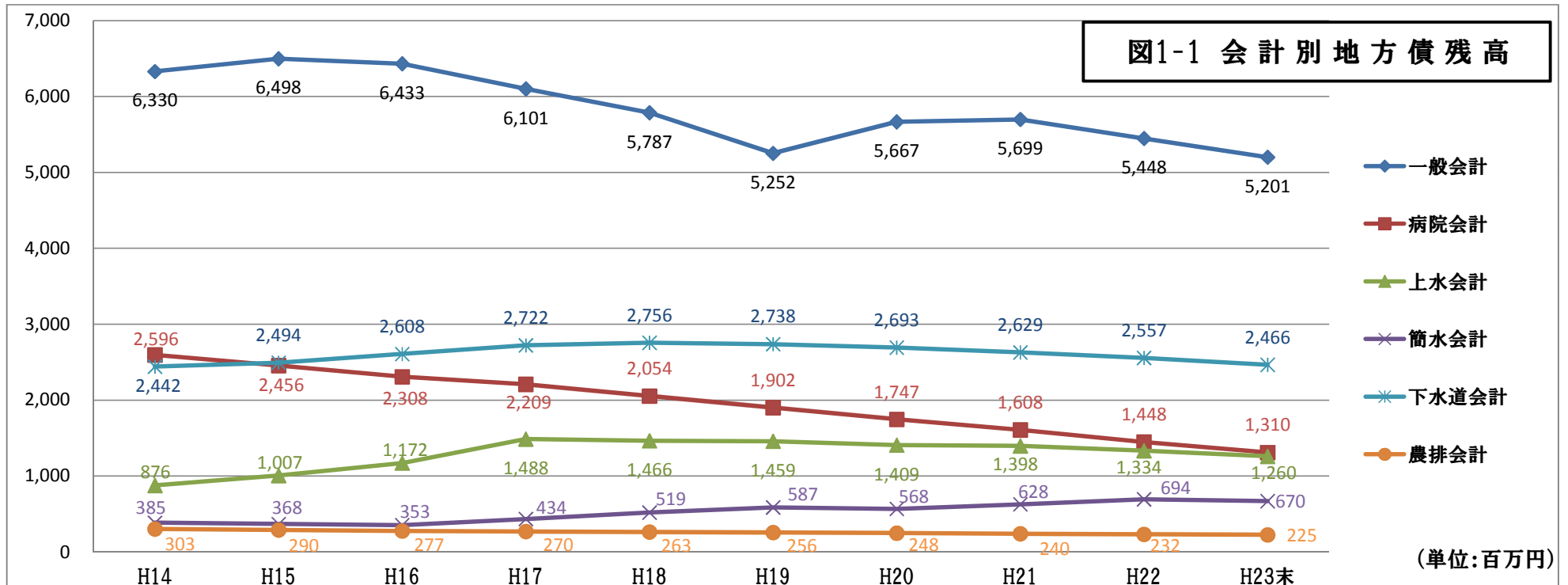
平成23年度末の一般会計、特別会計の地方債残高は、昨年度に比べ581百万円減の11,132百万円となっています。

地方債残高を会計別に10年前の平成14年度と比較すると、上水道事業（384百万円増）、簡易水道事業（285百万円増）、下水道事業（24百万円増）において増加しているものの、その他の会計においては減少しており、一般会計、特別会計の合計残高については平成14年度に比べ1,800百万円減少しています。

地方債現在高が減少するという事は、これまでに借入れた地方債の元金の返済額（歳出予算の公債費（元金））に比べ、新たに借入れた地方債の額（歳入予算の町債）が小さいことを意味しています。

(単位：百万円)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
一般会計	6,330	6,498	6,433	6,101	5,787	5,252	5,667	5,699	5,448	5,201
特別会計	6,602	6,615	6,718	7,123	7,058	6,942	6,665	6,503	6,265	5,931
合計	12,932	13,113	13,151	13,224	12,845	12,194	12,332	12,202	11,713	11,132



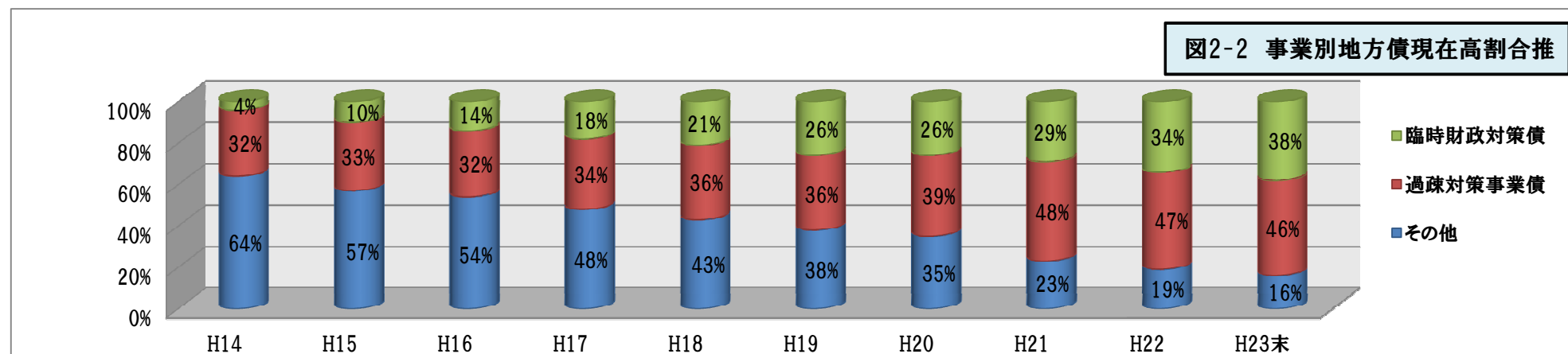
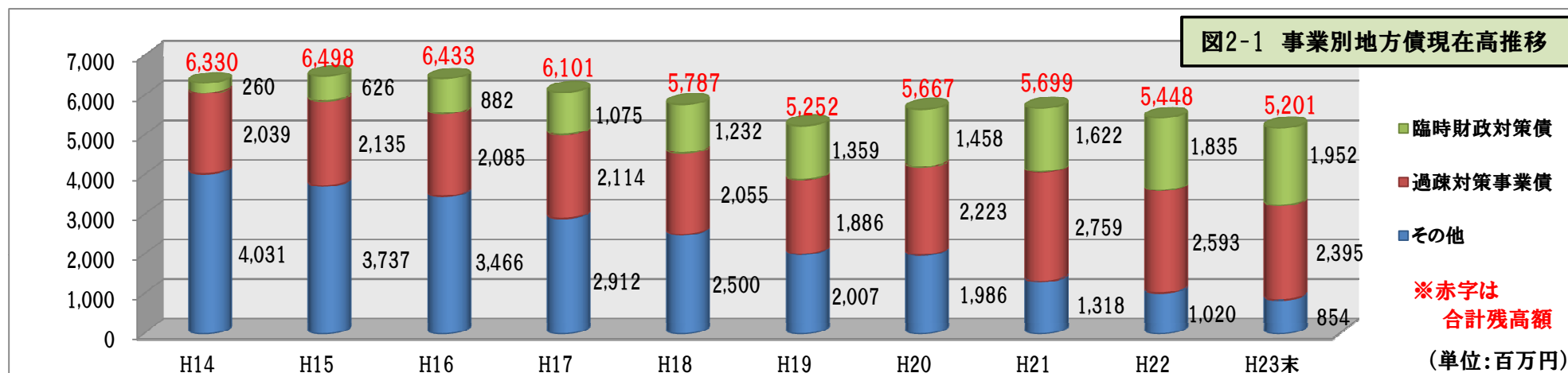
一般会計の事業区分別地方債残高について

地方債にはいくつもの種類があり、事業の目的によって区分されています。

図2-2を見ると、当町の一般会計においては、平成14年度以降臨時財政対策債、過疎対策事業債が地方債残高全体に占める割合が大きくなっていることがわかります。

臨時財政対策債は、本来、国から交付される普通交付税の一部を地方が地方債を借入れることで肩代わりするもので、発行することができる額の100%が翌年度以降に普通交付税で措置されます。また、過疎対策事業債については、過疎地域に指定された自治体が過疎対策に資する事業の財源として借入れることができる地方債で、借入れた地方債の返済に要する費用の7割が普通交付税で措置されています。

このように、地方債には普通交付税で措置されるものがあるため、平成23年度末の現在高は5,201百万円ですが、その内、臨時財政対策債の1,952百万円の全額、過疎対策事業の2,395百万円の7割が普通交付税で措置されることとなり、町の実質的な負担は、地方債残高の約3割といえます。



各基金の残高の推移

- ・財政調整基金については、平成16年度末から平成19年度末までの間、残高が3,000万円台で推移しており、将来的な財源不足に対応することができない非常に厳しい状況が続いていました。しかし、平成20年度以降は、行財政改革の実施等により毎年順調に積立てを行っており、平成23年度末の基金残高は5億4,456万円となっています。
- 一般的に財政調整基金の適正規模は、標準財政規模の15%（約5億4,000万円）とされており、今後も早期の適正規模の基金残高確保を目指し積立てを行っていく必要があります。
- ・減債基金についても、平成20年度以降着実に積立てを行い、平成23年度末の基金残高は4億2,624万円となっています。
- ・その他特定目的基金については、世界遺産吉野・ふるさとづくり基金や、桜基金などの基金は寄附金を積立て目的にそった事業の財源として活用していますが、平成23年度においては積立て額よりも取崩し額が大きくなり、平成23年度末の基金残高は4億1,025万円となっています。

